優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六十七億七千五百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

広島観音ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　武

任意清算公告

当社は、令和八年一月九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味一九〇七番地三

合資会社朝日産業

代表社員　照屋　正

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十九億四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十七日

掲載頁　七十二頁（号外第三十一号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四十九頁（号外第二五八号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ツー・ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四十九頁（号外第二五八号）

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・ユー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十六億七千三百八十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和八年一月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

滋賀湖南特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十四億六百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和八年一月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

川口安行特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十八億五千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和八年一月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

福岡久山特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十七億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十三日付官報号外第九十一号の八十八頁に掲載されています。

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

広島観音ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十三億九千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月五日

掲載頁　七十五頁（号外第二四四号）

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

笠ヶ岳特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号

長谷川香料株式会社

確定給付企業年金清算人　江波戸崇道

正　誤

令和七年七月三十一日厚生労働省告示第二百十三号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二ページ上段改正後欄一行目から一一行目及び下段改正後欄一行目から四行目までは次のとおりの誤り。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。

一～二十三　（略）

二十四　オメプラゾール

二十五～九十一　（略）

九十二　ランソプラゾール

九十三～九十六　（略）

同ページ上段改正前欄一行目から一一行目及び下段改正前欄一行目から四行目までは次のとおりの誤り。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。

一～二十三　（略）

（新設）

二十四～九十　（略）

（新設）

九十一～九十四　（略）